

## 熊本市における適応策の取組

### 1. 適応策に関する計画

熊本市低炭素都市づくり戦略計画を平成 27 年(2015 年)3 月に見直し。適応策の考え方を示すとともに、①健康被害の予防 ②自然災害の防止、軽減 ③農業被害の予防、軽減 ④自然生態系の変化への対応 ⑤地下水量の保全に分けて、地球温暖化の影響と適応策を整理している。

区 分	適 応 策
健康被害の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症、感染症についての基礎知識、対処法、予防対策等の情報提供</li> <li>・水資源を活用した癒しの空間の提供</li> <li>・水の気化熱を利用し周辺気温を下げるミスト装置設置</li> <li>・緑のカーテンなど温暖化に適応したライフスタイルの推進</li> </ul>
自然災害の防止、軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的大雨、河川氾濫の警報、水位等のリアルタイム情報の提供</li> <li>・大雨による崩壊などが予測される箇所の急傾斜地崩壊危険区域指定などの土地利用規制</li> <li>・避難時の非常持出品、避難経路・場所などの情報提供</li> <li>・洪水、高潮、地震などのハザードマップ策定</li> </ul>
農業被害の予防、軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐暑性品種の導入や栽培技術の改良</li> <li>・防虫ネットなどの普及・導入支援</li> </ul>
自然生態系の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を保全するための熊本市生物多様性地域戦略策定</li> <li>・上記戦略に基づく行動計画の推進</li> </ul>
地下水量の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の持つ水源涵養を高度に発揮するため、上流域に流量安定と地下水保全を目的とした水源涵養林整備を推進</li> <li>・地下水量保全を目的に、本市の地下水に最も寄与度が高い白川中流域において転作田を活用した地下水涵養事業を推進</li> <li>・雨水浸透施設の設置を徹底することにより、宅地等でも雨水を地下に浸透させ、地下水涵養を促進</li> </ul>

### 2. 適応策の主な取組

#### 【農業、森林・林業、水産業】

##### ○夢と活力ある農業推進事業

畜舎屋根の塗装や扇風機設置等、畜産農家が行う暑熱対策に対する支援を実施。

#### 【水環境・水資源】

##### ○水源涵養林整備事業

熊本市と森林整備協定を締結している市町村において、地下水保全や流域保全を目的とした森林の造成及び整備を実施。

##### ○白川中流域水田を活用した地下水涵養事業

地下水を育む重要な地域である白川中流域にて、転作田を活用した水田湛水事業を実施。



転作田を活用した湛水事業

## 【自然生態系】

### ○江津湖における指定外来魚の防除

生態系保全のため、電子ショッカー船による駆除に取り組むとともに、放流及び再放流の禁止を定めた条例を制定。

## 【自然災害・沿岸域】

### ○「地域版ハザードマップ」の策定

行政が配布する各種ハザードマップを、町内自治会単位で住民自らが地域の実情に合わせた地域版ハザードマップの作成支援。

### ○熊本市国土強靱化地域計画の策定

どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げるため、国土強靱化地域計画をR元年度(2019年度)中に策定し、R2年度(2020年度)より運用開始予定。

### ○統合型ハザードマップ(L2)の策定

想定し得る最大規模の降雨による浸水想定(L2)図に基づくハザードマップを策定し、市ホームページでの公開及びR2年度(2020年度)に市内全戸配布予定。



地域版ハザードマップ

## 【健康】

### ○熱中症対策アドバイザー養成講座

熱中症に関する専門的知識をもち予防の取組を実践できる人材を養成するため、連携協定を締結している大塚製薬株式会社と協働しアドバイザー養成講座開催。高齢者、障がい者、乳幼児等、特に熱中症の被害を受けやすい人々の支援に携わる関係者等153名受講。

## 【産業・経済活動】

### ○大規模災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定

災害時における物資等の緊急輸送を行うため、トラック事業者団体と協定を締結している。

### ○災害時における物資の輸送及び物流拠点に関する協定

災害時における避難所等への物資の配送及び物流拠点の運営を行うため、民間事業者と協定を締結している。

## 【市民生活・都市生活】

### ○災害時における井戸水の提供に関する協定

災害時に企業の協力により、企業が管理する井戸水を飲料用又は生活用水として地域住民に提供。

### ○災害時応急活動に関する協定

災害ごみの収集、二次仮置場の管理などについて、本市単独では対応が困難、もしくは不可能な場合の応援体制構築のため、関連民間団体と協定を締結している。